平成２８年（フ）第１１７２号
大阪府門真市幸福町12―12　マインドハイツ平尾101号室、開始決定時大阪府門真市下馬伏町24番11号
破産者　洋酒喫茶ピンクこと　上田智榮子
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７８号
奈良市富雄北３丁目14番11号　高瀬ハイツ101号
破産者　寺岡　秀昭
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２４６号
奈良県生駒市白庭台３丁目10番８号
破産者　釜谷　順三
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１１９号
福岡県久留米市国分町1437番地５　ホワイトコート202号、前住所福岡県久留米市本山２丁目９番28号
破産者　近藤タツ子
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１４８号
熊本県阿蘇市一の宮町坂梨2711番地19、開始決定時の住所熊本県合志市幾久富1642番地40
破産者　政所　祐也
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３８７号
仙台市青葉区通町１丁目６番10―402号
破産者　高橋慶次郎
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４７号
岐阜市中447番地５、開始決定時の住所岐阜市北野西111番地
破産者　笠井　孝春
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第８４号
岐阜県関市肥田瀬1512番地、前住所岐阜県関市中之保4455番地
破産者　ミノワ技研こと　美濃羽敬治
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１３２号
滋賀県栗東市小柿７丁目６番７―341号
破産者　小原　絵理
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６７号
兵庫県西宮市戸田町３番14―402号、開始決定時の住所兵庫県西宮市一ケ谷町６番８―501号
破産者　嵯峨根　隆
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５３５号
広島市安佐北区口田南７丁目36番12号
破産者　ファームヤードこと　谷川　裕子
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４４号
札幌市清田区北野六条１丁目４―36レジデンス山本３Ｄ、開始決定時の住所広島県尾道市御調町市323番地１　土井ノ内住宅305
破産者　萩　　悠己
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第５２号
佐賀市本庄町大字本庄269番地１　医療法人至誠会なゆたの森病院、前住所佐賀市田代２丁目７番24号
破産者　吉福　二代
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９１号
佐賀市鍋島１丁目15番19号
破産者　三原　徳浩
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２５９号
宮崎市小松台西２丁目１番地３
破産者　ブティックカノンこと　松野美津子
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２０号
沖縄県那覇市字字栄原967番地光マンション205（開始決定時の住所）沖縄県宮古島市平良字荷川取518番地４
破産者　與那覇雅英
1　決定年月日　平成29年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所平良支部

免責許可決定

平成２８年（フ）第２０７８号
札幌市豊平区美園６条７丁目５番５―201号
破産者　戸羽　博史
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部